

魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市100円空き家利活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、魚津市100円空き家バンク事業実施要綱（令和〇年魚津市告示第〇号。以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助金の交付)

第3条 市長は、実施要綱第10条に規定する100円空き家の売買契約を締結した所有者及び取得者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる所有者及び取得者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと、及び魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(2) 所有者又は取得者及びその世帯の構成員全員が市税等を滞納していないこと。

(3) 取得者の世帯の構成員が所有者の2親等以内の親族でないこと。

(4) 取得者にあつては、次の要件の全てを満たすこと。

ア 取得後、取得者を含む2名以上の者がその100円空き家に居住し、及び住所を移していること。

イ 取得した建物の所有権移転登記（未登記の場合にあつては、所有権保存登記）をしていること。

ウ 取得した土地の所有権移転登記（借地上の空き家の場合にあつては土地の権利者と賃貸契約の締結）をしていること。

エ 取得した100円空き家に2年以上居住すること及び取得した100円空き家を適切に維持管理することを誓約すること。

オ 実施要綱第5条第5項により付加された条件を満たしていること。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象者	補助対象経費	補助金額
所有者	媒介費用その他の売却に要する費用	定額20万円
取得者	所有権移転登記費用その他の購入後の諸手続に要する費用	定額50万円

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助対象者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して1月を経過する日又は次の各号に掲げる日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、別表に規定する関係書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 所有者 売買契約の締結日

(2) 取得者 所有権移転登記又は所有権保存登記の完了日

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市100円空き家利活用支援事業補助金請求書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令若しくはこの要綱に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、交付決定者に対し、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に実施要綱第10条に規定する100円空き家の売買契約を締結した者に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

補助対象者	関係書類
所有者	<ol style="list-style-type: none"> 1 売買契約書の写し 2 媒介契約の請求書及び領収書
取得者	<ol style="list-style-type: none"> 1 住所移転後の世帯員全員が記載されている住民票の写し 2 建物の登記事項証明書 3 土地の登記事項証明書（借地上の空き家の場合にあっては、土地の登記事項証明書及び土地の権利者との賃貸借契約書の写し） 4 誓約書（様式第2号） 5 個人情報の取得に関する承諾書（様式第3号）

魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市長

宛

補助対象者 住所

氏名

電話番号

魚津市100円空き家利活用支援事業の補助金の交付を受けたいので、魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

100円空き家所在地	魚津市
売買契約について	契約日
	買受人氏名
	買受人住所
	媒介者

【添付書類】

- 1 補助対象者が所有者の場合
 - (1) 売買契約書の写し
 - (2) 媒介契約の請求書及び領収書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

- 2 補助対象者が取得者の場合
 - (1) 住所移転後の世帯員全員が記載されている住民票の写し
 - (2) 建物の登記事項証明書
 - (3) 土地の登記事項証明書（借地上の空き家の場合にあつては、土地の登記事項証明書及び土地の権利者と賃貸借契約書の写し）
 - (4) 誓約書（様式第2号）
 - (5) 個人情報の取得に関する承諾書（様式第3号）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

なお、提出いただいた書類等は返却できません。

様式第 2 号（第 6 条関係）

誓約書

魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付申請書兼実績報告書の申請にあたり、次のとおり誓約します。

1 誓約事項

- (1) 100円空き家取得後、少なくとも2年間は居住します。
- (2) 100円空き家は、2親等以内の親族以外から購入しています。
- (3) 居住する世帯員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと、及び魚津市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- (4) 100円空き家取得後、それらを適切に維持管理します。

年 月 日

魚津市長

宛

住所

氏名

様式第3号（第6条関係）

空き家取得者の個人情報の取得に関する承諾書

年度魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付申請書兼実績報告書を申請するに当たり、私及びその世帯構成員の市税等の納付状況を確認することを承諾いたします。

年 月 日

魚津市長

宛

住所

氏名

100円空き家所在地

世帯員氏名（世帯員それぞれについて、本人実筆でご記入願います。）	
（氏名）	（氏名）
（氏名）	（氏名）
（氏名）	（氏名）

市使用欄

上記の者については、下記のとおり確認いたしました。

記

	状況		確認日	確認者
取得者 世帯全員	納付状況		税務課	
	滞納 有 ・ 無	滞納状況 ()		

様式第4号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市100円空き家利活用支援事業補助金交付決定兼額の確定
通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した魚津市
100円空き家利活用支援事業補助金については、魚津市100円空き家利活用支
援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付の可否

交付します。

2 交付しない場合は、その理由

3 補助金額 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

魚津市 100 円空き家利活用支援事業補助金請求書

魚津市長 宛

住 所
氏 名

請求金額 円

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市 100 円空き家利活用支援事業補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他()							